

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高浜市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高浜市長

公表日

令和6年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	予防接種に関する事務			
②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に定める疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施 ③予防接種の実施に伴う実費の徴収 ④予防接種による健康被害の救済 ⑤予防接種の記録及び保存 ⑥その他上記に関する事務 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を追加する。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ②予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバ、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。			
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)			
2. 特定個人情報ファイル名				
健康管理住民情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第1の10、93の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 10条、67条の2 3 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4 番号法第19条第6号(委託先への提供)			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 16の2、17、18、19、115の2の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 (2)情報提供の根拠 12条の2、12条の2の2、59条の2			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康推進グループ			
②所属長の役職名	健康推進グループリーダー			
6. 他の評価実施機関				
—				

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高浜市 福祉部 健康推進グループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問合せ先電話番号 0566-52-9873
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高浜市 福祉部 健康推進グループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問合せ先電話番号 0566-52-9873

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない